

大阪市特別職報酬等審議会答申(案) 要点

【前文】

(諮問)

- ・平成 26 年 4 月 22 日に、大阪市長から大阪市会議員の報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額についての諮問を受けた。

(特別職の職務・職責)

- ・広範な活動分野で都市機能の重層化・複雑化・高度化に対応する専門性を要し、その職責は非常に重い。

(これまでの改定経過)

- ・市長・副市長の給料及び議員報酬については、平成 22 年 11 月の答申以来
- ・市長・副市長の退職手当については、平成 23 年 8 月の答申以来
- ・政務活動費については、平成 20 年 12 月の答申以来

(基本認識)

- ・職責に見合ったものとなるよう考慮するべきであるという基本認識のもと、客観的な情勢を勘案し、慎重に検討を行った。
- ・特別職の報酬等について、どのようにあるべきかという観点から、水準の検討にあたり、月額ではなく、年額を基本に議論を行った。

(状況説明聴取)

- ・市から特別職の職務・職責、改定経過、報酬等に関する他政令市等との比較、議会活動及び政務活動費の状況などのほか市の財政収支状況等についての説明を受けた。
- ・また、自治体間での比較のみでなく、民間企業の役員報酬の状況のほか、委員からは海外、特に住民コスト負担の視点から日米主要都市における市長・市会議員報酬に関する資料の提出とともに説明を受けた。

【答申】

(各諮問事項に共通する改定の基本的な考え方)

- ・市の厳しい財政状況を鑑みると、一定程度の引き下げを行う必要があり、政令市トップクラスの水準を返上することには、市民の理解が得られる。
- ・都市機能の持続可能性も考慮し、将来の有為な人材確保の面から、一定程度の水準は確保する。
- ・行政機能の大きさ、役割等が同規模の程度と考えられる旧五大都市の中で下位の水準とする。

市長及び副市長の給料の額

考え方

- ・特別職の報酬等について、年間収入総額で検討することがあるべき姿であり、これまでのように月額で議論するのではなく、年額を基本とする。
- ・地域手当（給料月額の10%）については、支給することに法的な問題はないが、特別職に対して、国家公務員の地域差を反映する手当を支給することはなじまず、市民に分かりにくい。また、本審議会から答申する給料の額に別途加算しているかのような誤解を生みかねないものであり、他都市で見直す例もあるため、地域手当は廃止する。
- ・前回改定以降の平成23年度から平成25年度までの市幹部職員の給与改定率累計分（6%）を減額する。
- ・さらに、平成26年大阪市人事委員会勧告による、給料月額プラス3%、期末手当のプラス0.15月を反映することにより、改定率はトータル10.9%となる。
- ・市長の給料については、上記の考え方に加え、退職手当の廃止に伴う現行退職手当の50%相当分（19,762,560円）を給料に復元し、改定率は、+8.0%となる。
- ・水準は旧五大都市の下位とする。

年額（期末手当を含む）での比較

| | 年額 | 現行（年額） | 改定率 |
|-----|------------------------|-------------|--------|
| 市長 | 23,298,840円 | 26,147,880円 | 10.9% |
| | 退職手当分復元 28,239,480円 | | + 8.0% |
| 副市長 | 18,544,320円 | 20,807,820円 | 10.9% |

答申額（月額）

| | 答申額（月額） | 現行（月額） |
|-----|------------|------------|
| 市長 | 1,669,000円 | 1,420,000円 |
| 副市長 | 1,096,000円 | 1,130,000円 |

市長及び副市長の退職手当の額

考え方

- ・公選職である市長に、長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素もある退職手当を支給することはなじまず、民間企業においても役員に対する退職慰労金は廃止の傾向にあることから、市長への退職手当は廃止する。
- ・ただし、退職手当は報酬の後払い的性格もあるため、現行退職手当の50%相当分（19,762,560円）を給料に復元する。
- ・副市長については、公選職ではないため、退職手当は存続するが、水準は旧五大

都市の下位とする。

答申額

| | 答申額 | 現行 |
|-----|--------------|--------------|
| 市長 | * 0 円 | 39,532,800 円 |
| 副市長 | 19,991,040 円 | 25,492,800 円 |

退職手当の額については、4年間の任期満了時の額

副市長の退職手当の支給割合は、大阪市を除く19政令指定都市の平均支給割合とする。

(支給割合：100分の47 100分の38)

* 市長の退職手当は廃止するが、現行退職手当の50%相当分を給料に復元

市会議員の報酬の額

考え方

- ・市長・副市長の給料と同じく、年間収入総額で検討。
- ・市長・副市長の改定幅との均衡を考慮するとともに、平成26年大阪市人事委員会勧告により、一般職最高位である区長の年収増が見込まれるため、市長・副市長と同様に報酬月額プラス3%、期末手当のプラス0.15月を反映し、一般職とのバランスも考慮する。
- ・市長・副市長の改定と同様に、水準は旧五大都市の下位とする。

年額(期末手当を含む)での比較

| | 年額 | 現行(年額) | 改定率 |
|--------|--------------|--------------|-------|
| 議長 | 17,901,360 円 | 20,088,000 円 | 10.9% |
| 副議長 | 15,803,280 円 | 17,744,400 円 | 10.9% |
| 常任委員長 | 15,058,800 円 | 16,907,400 円 | 10.9% |
| 常任副委員長 | 14,771,160 円 | 16,572,600 円 | 10.9% |
| 議員 | 14,466,600 円 | 16,237,800 円 | 10.9% |

答申額(月額)

| | 答申額(月額) | 現行(月額) |
|--------|-------------|-------------|
| 議長 | 1,058,000 円 | 1,200,000 円 |
| 副議長 | 934,000 円 | 1,060,000 円 |
| 常任委員長 | 890,000 円 | 1,010,000 円 |
| 常任副委員長 | 873,000 円 | 990,000 円 |
| 議員 | 855,000 円 | 970,000 円 |

政務活動費の額

考え方

- ・市長・副市長の給料、議員報酬と同様、水準は旧五大都市の下位とする。
- ・年額については、より市民の理解が得られるよう厳格に運用されることが望まれることから、実際の執行額も考慮する。

年額での比較

| | 年額 | 現行（年額） | 改定率 |
|-------|-------------|-------------|-------|
| 政務活動費 | 5,820,000 円 | 6,840,000 円 | 14.9% |

答申額（月額）

| | 答申額（月額） | 現行（月額） |
|-------|-----------|-----------|
| 政務活動費 | 485,000 円 | 570,000 円 |

〔意見具申〕

- ・政務活動費について、用途や精算手続きの更なる厳格化、インターネットでの領収書等の公開など公開手法の改善について、議会の自主的な取り組みを期待する。

実施時期

- ・改定の時期については、退職手当の廃止や支給割合の改正といった大きな制度変更を伴うことや、市会議員の改選時期が近いこと、また、市長、副市長、市会議員のそれぞれが、現在、今回の答申内容を上回る特例カットを実施されていることに配慮し、それぞれ次期任期からの実施が妥当と考える。

【審議会での主な意見】

（総論）

- ・本来あるべき姿としては、仕事に見合った報酬が一定程度必要で、相当な量と高い質が求められる仕事に見合った報酬はきちんと支払うべきである。
- ・市民に分かりやすい形で示すべきで、年間いくら額とするかで考えるべきである。
- ・すべての金額が市民の税金で支払われていることを考え、市民の感覚も加味して考えるべきである。
- ・本来は金額だけの問題ではなく、議員数が適正なのかという観点も含め、行政コスト全体で議論すべきである。
- ・市の財政状況は収支不足が生じ、補てん財源により賄っている状態が続く見込みで、大変な仕事であることは理解するが、厳しい財政状況を踏まえ、特別職は自ら身を切る姿勢を示すべきである。

- ・歳出のうち公債費の割合は、平成 8 年度と平成 26 年度を比較すると、5.8%から 14.3%、扶助費の割合は、12.0%から 30.8%に増加しており、また、歳入のうち市税の割合は 38.2%のところ、横浜市は 50.6%、さらに市税のうち個人市民税の割合は 21.0%のところ、横浜市は 40.3%と約半分であり、抜本的な改革が必要。大阪市をリードする首長・議員は率先して自ら負担を引き受けるという意気込みを持っていただきたい。
- ・市の財政は財政健全化の 4 指標ともクリアしており、市債の格付けもトップクラスであるなど、大阪府の財政状況とは全く違う。債務の格付けが非常に高いということは、国際的に見ても大阪市の財政は、それなりに評価されていると判断すべき。
- ・行政コストが低ければ低いほどいいということではなく、優秀な人材に就いていただくためにも一定の額・水準は必要である。
- ・特別職は地方自治推進の要職であり、地方自治は民主政治の基盤であるため、地方自治体は民主制、効率性、透明性高き住民自治を促進し、住民に対してより良いサービスをより安いコストで提供しなければならず、これは万国共通の原則である。
- ・日本の労働市場には一定の相場感があり、人材を確保するとの観点も重要である。
- ・市の財政状況が良ければ、民間企業の経営者ほどではなくても、その功績に応じてそれなりの額を支払っても市民の理解が得られると思うが、財政状況が厳しい現在の状況では、ある程度は我慢していただく必要がある。

(市長・副市長の給料について)

- ・公選職である市長と、公選職ではない副市長は同様に考えるのではなく、異なる考え方が必要である。
- ・重責をフルタイムで担っており、多岐にわたる業務に対応し、成果が求められる相当厳しくハードな職務である。
- ・特別職は民間企業に置き換えれば経営者であり、退職手当を支払うよりも年俸制にする方がよいのではないか。
- ・市長の退職手当は廃止で、あるべき姿の年収総額で考えるべき。
- ・給料、賞与、退職手当のトータルでの年間収入を考えるべきで、後は支払い方の問題である。現在の年間収入をベースに退職手当の廃止を考え、財政状況を踏まえて一定減額し、年間収入に含めて考えるべき。
- ・毎月の給料、賞与である期末手当をどうするかは支払い方の問題で、年間でいくら支払うのかが重要である。
- ・市長に立候補する人の多くが、それまでの職を辞して立候補している現状を踏まえ、多様な人材に立候補してもらえる報酬額を用意すべきで、現行の額は決して高くなく、妥当な水準である。
- ・地域手当や期末手当は分かりにくく、特別職には不要で、報酬に含めるなどの措置でよいのではないか。
- ・地域手当は廃止しても法的な問題はなく、市民に分かりにくいこともあり、廃止で

いいのではないか。

- ・特別職に地域手当はなじまないの、廃止分を復元することは考えられない。その方が地域手当廃止という考え方が明確になる。
- ・地域手当廃止相当の減額だけでなく、一般職並みの改定相当の減額もすべき。
- ・指導的立場の市長は大幅な削減に踏み込むべきで、5割削減すべき。財政状況がもっとよくなれば、その時に市民の理解を得て額を増やせばいい。
- ・市長に立候補して、意欲を持って仕事をやっていただくためには、退職手当廃止分の50%を給料に復元することは十分ではないが、評価できる妥当な判断と考える。

(退職手当について)

- ・4年の任期で市民から選挙で選ばれた市長に退職手当を支給するのはなじまない。
- ・任期が終わるたびに退職手当が支払われることは理解しがたい面がある。
- ・民間では、役員の退職慰労金は廃止されている傾向で、就任前から支払われる総額があらかじめ決まっているのであれば、給料と退職手当を分けておく必要はない。
- ・任期途中で退職手当の大きな制度変更には無理があるので、市長に当選された方の判断で、退職手当が不要であれば辞退できる形をとればよいのではないか。
- ・海外の先進国において首長の退職手当はなく、退職手当は廃止すべきだが、現職の市長には不利益変更不遡及とし、現状の大幅減額判断を尊重すべきである。
- ・市長の退職手当は廃止し、年収総額で考えるべきだが、退職手当廃止分をすべてなくしたり、すべて給料に復元するのはやりすぎである。
- ・退職手当の廃止は次に選任された市長から行うべきである。
- ・公選職でなく、一般職の延長である副市長には退職手当は残すべきである。
- ・副市長は市職員出身だけでなく、外部の人材を登用するケースもあり、その視点で考えることも必要である。
- ・副市長は職員の最上位という位置付けという面もあり、市政の継続性の観点から、市長が交代しても継続するケースもあるし、外部の人材を登用するケースもあり、副市長の退職手当は存続すべき。
- ・副市長の退職手当は、市の財政状況を鑑みて、50%でもいいかもしれないが、支給割合を政令市平均レベルとするのがいいのではないか。

(議員報酬について)

- ・大阪市会議員の活動内容は拘束時間も長く、大変な仕事である。
- ・議員のほとんどが真面目に一生懸命、プライベートも削って頑張っている。安易に報酬を下げると質の低下を招き、結局そのつけは市民に返ることになってしまう。
- ・公表された市会議員の資産状況によると、大阪市会議員の8割ぐらいが収入は議員報酬のみという状況で、専門率が高く、一定の生活水準を保障する必要がある。
- ・厳しい財政状況に鑑み、市長とともに指導的立場にある市会議員は大幅な削減に踏み込むべきで、3割削減が妥当。もしくは、議員報酬は現状維持で、第2の報酬の

懸念のある政務活動費は廃止にすべき。

- ・生計の観点から考えると、3割減額など民間ならストライキが起こり、現行カット後水準まで下げるともやり過ぎである。
- ・大阪市は横浜市と比較して、人口が3分の2ほどなのに議員数は同じであり、仕事はハードだが、市民として負担している議員コストは大阪市が高い。今後の人口減少社会に合わせて議員総数を適正な規模まで縮小していくことも考えていく必要があるのではないか。
- ・議員の仕事が専門であるべきかどうかを考える必要があり、夜間に議会を開くなどすれば専門でなくてもいいし、そういう発想が必要。
- ・議員報酬と政務活動費を総合的に考える必要があり、政務活動費の廃止、半減など相当踏み込んだ減額の議論をすべきである。
- ・議員の皆さんは報酬が高いから議員になられたわけではなく、社会への貢献、大阪市を良くしたいといった思いがあって議員になられたのだと思う。
- ・現行のカット後水準は、苦勞されつつも現在生計を立てておられる水準であり、減額する水準として妥当なところではないか。実際の支給額は現状と変わらないし、財政状況が良くなれば増額について考えればいいのではないか。
- ・議員間で協議して、現行のカットに取り組んでおられるので、その現行カット後水準が妥当なのではないか。
- ・現行のカットは一定期間の対応であり、恒久的措置とするならば、その水準は酷ではないか。また、政治的な判断でされている現行カット後の水準を審議会で本則値に反映するという判断は非常に重く、なぜその削減率となるのかというしっかりした理屈が必要。
- ・政務活動費で対応できない経費も議員活動に必要なものとして、議員報酬の中から負担しており、議員の生活実態は厳しい。
- ・最終的には議会が条例で決めることなので、説得力のある根拠を審議会として示す必要がある。
- ・市長・副市長の給料は一般職並みの改定で、議員報酬は現行カット後水準とする考え方は説明が難しく、改定の考え方について、特別職間の均衡を図ることが必要。

(政務活動費について)

- ・活動を一生懸命に行えばコストはかかり、議員への陳情など市民が議員に市政を委ねており、一定のコストは市民が負担せざるを得ない。陳情への対応など基本的な活動内容が変わらない中で金額を減らすことはいかがなものか。
- ・大阪市は透明性も一定確保されており、さらにしっかり取り組んでいただくことを求めていくべきで、削減することとは別の話。
- ・使途として、事務所費・人件費が大半で、決まった支出が多いので、工夫することで経費を削減することもできる。
- ・公開されている収支報告書によると、使途として茶菓子、飲料水、記念切手の購入

など政務活動費としての使途に疑問を持つものがあるし、閲覧も量が多いので見にくくて大変。更なる透明性確保が必要ではないか。

- ・市財政が非常に厳しい状況で、政務活動費の支出内容の8割が事務所費、人件費であり、第2の報酬と見るべきで、議員報酬とセットで減額すべきである。また、支払相手先の住所や氏名など黒塗りで不透明である。
- ・議員の生活実態は厳しく、政務活動費で対応できない経費も活動に必要なものとして、報酬の中から負担している状況である。
- ・ある程度の水準は必要と考えるが、政務活動費についても、議員報酬と同じく、現行カット後の水準で活動されており、その水準もしくは更なる減額が妥当と考える。
- ・政治的な判断でされている現行カット後の水準を審議会で本則値に反映するという判断は非常に重く、なぜその削減率となるのかというしっかりした理屈が必要。
- ・収支報告を閲覧しても、調査研究費には数%しか使われておらず、その大半がタクシー代、ガソリン代、駐車場代で、適正に使われているのかが分からない。
- ・政務活動費のようなものがあるのは世界中で日本だけで、廃止、もしくは限りなくゼロに近いものにしないと市民は納得しないのではないか。
- ・市民は今の政務活動費の実態を是としていないという意味を込めて、現行カット後水準より、もう少し減額幅が大きくてもいいのではないかと思う。
- ・市長・副市長の給料、議員報酬を「旧五大都市の下位へ引き下げ」と統一した考えでまとめるのであれば、政務活動費も同様の考え方で合わせた方が理由づけもはっきりするので、旧五大都市の下位の水準となる15%程度とすべき。
- ・政務活動費の使途や精算手続きの更なる厳格化、公開方法の改善など一層の透明性確保について、審議会としての意見を付すべきである。

(海外の都市の状況及び比較について)

- ・地方自治は市民全員がボランティアで積極的に参加し、低いコストで運営するなど、より安いコストでより良い行政サービスの提供が世界共通の大原則である。
- ・欧米では、政治的に任命された者はボランティア精神が強く、議会の休日・夜間開催などにより兼業ができることから、報酬水準は低い。
- ・大阪市民1人当たりの市長報酬の負担はニューヨーク市と比べて3～4倍、市会議員については、7倍以上であるなど非常に高く、世界の潮流に反している。
- ・諸外国とは民主主義の歴史、地方自治体の役割、特別職の役割、文化など様々な違いがある中で、参考とすることはよいが、単純に数値だけで比較すべきではない。
- ・アメリカの主要都市との市長報酬、住民コスト比較について、大阪市の人口を基準に置き換えれば、あまり劇的な差は見られない。
- ・日本は仕事に対する報酬と政治活動に関わる費用が明確に分離されておらず、海外では政治家への寄付が多いという状況もあり、単純に報酬の金額だけを比較することは妥当ではない。